

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	特別支援教育就学奨励費負担金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

兵庫県教育委員会は特別支援教育就学奨励費負担金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県教育委員会

公表日

令和7年2月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別支援教育就学奨励費負担金の支給に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】 特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づき、その負担能力の程度に応じて、特別支援学校への就学に必要な経費(教科書等購入費・学校給食費・交通費等)を支給する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学奨励費を支給するための支弁区分の決定 申請者の属する世帯の収入額に基づき、支給する範囲(支弁区分)の決定を行う 世帯収入額の算定のために申請者及びその世帯員の所得情報、住民票情報、生活保護情報を情報提供ネットワークシステムを通じて市町村等に確認する必要があり、その際に個人番号を用いて情報連携する。 ・就学奨励費の支給 決定された支弁区分に応じて特別支援学校の就学に必要な経費(教科書購入費・学校給食費・交通費等)を就学奨励費として保護者等へ支給する
③システムの名称	特別支援学校就学奨励システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワーク
2. 特定個人情報ファイル名	
特別支援学校就学奨励費支給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表 38の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第22条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 59の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第61条 (提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、125の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第44条第1号ウ、第127条第1号ウ</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会事務局財務課
②所属長の役職名	財務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>教育委員会事務局財務課 神戸市東灘区田中町5-3-23 078-341-7711 総務部法務文書課(県民情報センター) 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-4161</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	教育委員会事務局財務課 神戸市東灘区田中町5-3-23 078-341-7711
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務にかかる横断的なガイドラインに従い、宛名登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、上記のほか、次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	
9. 監査		
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。申請書様式において、手続きに必要な項目を記入するような様式を使用している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	財務課長 今後 元彦	財務課長 成田 徹一	事後	人事異動
平成29年5月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	企画県民部文書課県民情報センター	企画県民部管理局文書課県民情報センター	事後	組織改編
平成29年5月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月30日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年5月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月30日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年7月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号ソ、第23条第1号、第2号、第44条第1号ソ	・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号ネ、第44条第1号ネ	事後	法令改正による
平成30年7月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	財務課長 成田 徹一	財務課長	事後	様式変更
平成30年7月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年7月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	IV リスク対策	—	(IV 1～9に記載のとおり)	事後	新規項目
令和2年7月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号ネ、第44条第1号ネ	・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号ナ、第44条第1号ナ	事後	法令改正による
令和2年7月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年7月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	特別支援学校就学奨励システム、統合宛名管理システム、中間サーバー	特別支援学校就学奨励システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワーク	事後	システム名称の修正
令和3年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年10月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 37の項	番号法第19条第8号 別表第二 37の項	事後	法令改正による
令和4年10月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 26、87の項	番号法第19条第8号 別表第二 26、87の項	事後	法令改正による
令和4年10月14日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	企画県民部管理局文書課県民情報センター	総務部法務文書課(県民情報センター)	事後	組織改編
令和4年10月14日	II しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年10月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年9月20日	II しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年9月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 26の項	番号法第9条第1項 別表 38の項	事後	法令改正による
令和7年2月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第22条	番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第22条	事後	法令改正による
令和7年2月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 37の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 59の項	事後	法令改正による
令和7年2月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第23条	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第61条	事後	法令改正による
令和7年2月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 26、87の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、125の項	事後	法令改正による
令和7年2月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号ナ、第44条第1号ナ	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第44条第1号ウ、第127条第1号ウ	事後	法令改正による
令和7年2月10日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	教育委員会事務局財務課 神戸市中央区下山手通5-10-1	教育委員会事務局財務課 神戸市東灘区田中町5-3-23	事後	記載内容の変更
令和7年2月10日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部法務文書課(県民情報センター) 神戸市中央区下山手通4-16-3	総務部法務文書課(県民情報センター) 神戸市中央区下山手通5-10-1	事後	記載内容の変更
令和7年2月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ先 連絡先	教育委員会事務局財務課 神戸市中央区下山手通5-10-1	教育委員会事務局財務課 神戸市東灘区田中町5-3-23	事後	記載内容の変更
令和7年2月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年2月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年2月10日	IV リスク対策 8. 人手を介入させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	-	十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務にかかる横断的なガイドラインに従い、宛名登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、上記のほか、次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	事後	様式変更
令和7年2月10日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か 判断の根拠	-	目的外の入手が行われるリスクへの対策 十分である 対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。申請書様式において、手続きに必要な項目を記入するような様式を使用している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更